

次世代育成支援対策推進法「一般事業主行動計画」

1.目的

社員一人ひとりが仕事と子育てを両立させ、仕事と生活の調和を図ることができるよう雇用環境の充実を図る。

2.目標

- 1) 育児休業及び育児短縮勤務の利用率の向上。
- 2) 育児の為に所定外労働時間の免除(3歳未満)及び制限(3歳以上小学3年生以下)の利用率の向上。

3.期間

2023年4月1日～2026年3月31日(3年間)
期間終了後において、目標に対する実績を評価の上、新たな次期の目標を設定し活動を継続する。

4.取組計画(内容と実施時期)

2023年4月～ サイボウス(社内掲示板)にて行動計画を社員へ周知する。

5.対策

- 1) 育児休業及び育児短縮勤務制度その他の支援制度の理解を深める為に、サイボウス(社内掲示板)にて行動計画を社員へ周知する。
- 2) 社員のニーズを吸い上げ、より良い制度への改善を推進する。

以上